

〇〇健康保険組合（被用者保険保険者）

診療報酬等の審査支払事務に関する委託契約書例

診療報酬等の審査支払事務に関する委託契約書例

健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第5項（同法第85条第9項並びに第85条の2第5項及び第86条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく診療（調剤）報酬請求書及び同法第88条第11項の規定に基づく訪問看護療養費請求書（以下「請求書」という。）の審査並びに診療（調剤）報酬、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費及び訪問看護療養費（以下「診療報酬等」という。）の支払に関する事務の委託について、（以下「甲」という。）と〇〇〇国民健康保険団体連合会（以下「乙」という。）との間に下記のとおり契約を締結する。

記

（目的）

第1条 甲は、健康保険法に基づき、毎月保険医療機関、保険薬局又は指定訪問看護事業者（以下「保険医療機関等」という。）に支払うべき請求書の審査及び診療報酬等の支払に関する事務を乙に委託する。

2 乙は、請求書の審査及び診療報酬等の支払に関する事務を行う。

（迅速かつ適正な事務処理）

第2条 乙は、甲から前条の規定による事務の委託を受けたときは、迅速かつ適正に審査及び支払に関する事務の処理を行うものとする。

（事務審査）

第3条 乙は、保険医療機関等から所定の期日までに提出された請求書についてその内容を審査し、整理集計事務を行い、審査の終わった日の属する月の翌月〇〇日までに診療（調剤）報酬明細書及び訪問看護療養費明細書（以下「明細書」という。）を甲に送付するものとする。

2 前項に規定する送付期日が、日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日（以下「日曜日等」という。）に当たるときは、当該送付期日の直前の日曜日等でない日とする。なお、明細書の送付期日は別表（2）のとおりとする。

3 乙は、第1項に基づき算出した診療報酬等の請求確定額を診療（調剤）報酬等請求内訳書により通知し、審査の終わった日の属する月の翌月〇〇日までに払込請求書により診療報酬等を甲に請求するものとする。

- 4 前項に規定する日が、日曜日等に当たるときは、当該請求期日の直前の日曜日等でない日とする。なお、診療報酬等の請求期日は別表（3）のとおりとする。

（過誤調整）

第4条 甲は、前条第1項の規定により乙から明細書の送付を受けたときは、その内容を調査し、過誤がある場合は当該明細書を添付した過誤申出書によりその旨を乙に申し出るものとする。

- 2 乙は、前項の規定による申し出を毎月〇〇日をもって締切り、翌月以降の診療報酬等の請求確定額により過誤額を精算するものとする。
- 3 前項に規定する日が日曜日等に当たるときは、当該申出日の直前の日曜日等でない日とする。なお、別表（4）に定める日を過誤締切日とする。

（概算額）

第5条 乙は、第3条第3項及び前条第2項の規定によりがたい事由が生じたときは、概算額により甲に診療報酬等の請求をすることができるものとする。

（保険医療機関等への支払及び診療報酬等の払込）

第6条 乙の保険医療機関等に対する診療報酬等の支払日については、保険医療機関等からの請求が電子レセプトの場合、審査の終わった日の属する月の翌月20日とし、保険医療機関等からの請求が紙レセプトの場合、審査の終わった日の属する月の翌月〇〇日とする。

- 2 前項に規定する支払日が日曜日等に当たるときは、直後の日曜日等でない日を支払日とする。
- 3 甲は、診療報酬等について、前2項に規定する支払日のうち、電子レセプトの請求に対する支払日を基準日として、日曜日等を除いた2日前である別表（5）に定める期日（以下「診療報酬等払込期日」という。）までに乙の指定する金融機関に払い込むものとする。
- 4 甲は、前項に規定する払い込みを診療報酬等払込期日までにできないときは、診療報酬等払込期日の翌日から払い込みができた日までの期間に対し、年利率5.0%の割合をもって乙に対し手数料として延滞利子を払い込むものとする。ただし、乙は特別の事由があると認めるときは、理事会の議決を経てこれを減免することができる。
- 5 前項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

（手数料）

第7条 乙は、審査及び支払に関する事務の執行に要する費用並びにレセプト電算処理

システムの経費として、別表（１）に定める手数料を算定するものとする。

- ２ 前項に規定する手数料は、消費税を含むものとする。
- ３ 乙は、第１項の規定により算定された各手数料の額に１円未満の端数があるときは、それぞれその端数額を切り捨てるものとする。

（手数料の請求及び払込）

第８条 乙は、前条の規定により算定した手数料を審査の終わった日の属する月の翌月〇〇日までに払込請求書により甲に請求するものとする。

- ２ 前項に規定する日が、日曜日等に当たるときは、当該請求期日の直前の日曜日等でない日とする。なお、手数料の請求期日を別表（３）のとおりとする。
- ３ 甲は、前２項の規定により手数料の請求があったときは、請求のあった日の属する月の〇〇日までに乙の指定する金融機関に払い込むものとする。
- ４ 前項に規定する日が日曜日等に当たるときは、当該払込期日の直前の日曜日等でない日とする。なお、手数料の払込期日を別表（６）のとおりとする。

（預託金）

第９条 甲は、診療報酬等の支払資金にあてるため必要な額（以下「預託金」という。）を乙に預託するものとする。

- ２ 前項に規定する預託金は、第１７条に規定する契約期間始期の前年の７月、８月又は９月のうち、最高額の費用を要した月の診療報酬等のおおむね〇．１５か月分に相当する金額とし、乙は、平成〇〇年〇〇月〇〇日までに甲に対し請求し、同年〇〇月〇〇日までにその支払を受けるものとする。
- ３ 前項の金額に１，０００円未満の端数があるときは、その端数額を切り捨てるものとする。
- ４ 前３項に規定する預託金の預託期間は、第１７条に規定する契約期間とする。

（再委託の禁止）

第１０条 乙は、第１条第１項に規定する事務の全部を第三者に委託してはならない。

- ２ 乙は、第１条第１項に規定する事務の一部について、乙の定める者に委託する場合は、事前に甲の承認を得るものとする。
- ３ 乙は、前項の規定により第三者への委託を行う場合には、当該第三者（以下「再委託先」という。）に対し、再委託先が取扱う個人情報を適切に管理するために必要な措置を講じなければならない。

（個人情報の無断持ち出しの禁止）

第１１条 乙は、甲の事前の許可なく個人情報を他の用途に利用又は第三者に提供して

はならない。

2 乙は、委託事務の履行に当たり、取扱う個人情報の漏えい、盗用、滅失、毀損の防止その他個人情報の安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

(委託業務完了時の義務)

第12条 乙は、この契約に基づく事務が完了したとき、又は契約が終了したときは、遅滞なく委託事務に関連して得た個人情報について、複製したデータを含め、すべてを甲へ返還又は消去若しくは廃棄しなければならない。ただし、次年度においてもこの契約の事務と同様の委託契約を締結する場合又はその見込みのある場合はこの限りではない。

(個人情報等の適正な取扱)

第13条 乙は、審査及び支払に関する事務に係る個人情報の保護及びデータの管理について、乙が別に定める規則等により適正に行うものとする。

(覚書の交換)

第14条 この契約の履行に関し、必要な事項については、甲・乙協議のうえ覚書を交換することができるものとする。

(契約の解除)

第15条 この契約の当事者何れか一方がこの契約による義務を履行せず、事務の執行に著しく支障を来たしたときは、相手方は3箇月間の予告期間をもってこの契約を解除することができるものとする。

(協議)

第16条 この契約に定めのない事項及び解釈上又は実施上の疑義については、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

(契約期間)

第17条 この契約の有効期間は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から平成〇〇年〇〇月〇〇日までとする。

この契約を証するため本書2通を作成し、記名押印のうえ甲・乙それぞれその1通を所持する。

平成〇〇年〇月〇日

委託者（甲）

受託者（乙） 住所

〇〇〇国民健康保険団体連合会
理事長 〇〇 〇〇

別表（1）

健康保険診療報酬等審査支払手数料		
（1）第3条第3項に規定する診療報酬等の請求確定額の算定基礎となった明細書（県内医療機関受診分）	診療報酬明細書等1件当たり	〇〇円
（2）第3条第3項に規定する診療報酬等の請求確定額の算定基礎となった明細書（県外医療機関受診分）	診療報酬明細書等1件当たり	〇〇円

※上記金額には消費税を含む。

別表（2）

第3条第2項に規定する明細書の送付期日

（平成〇〇年〇〇月審査分～平成〇〇年〇〇月審査分）

審査月	送付期日
平成〇〇年 〇〇月	平成〇〇年 〇〇月〇〇日（ ）

別表（3）

第3条第4項に規定する診療報酬等及び第8条第2項に規定する手数料の請求期日

（平成〇〇年〇〇月審査分～平成〇〇年〇〇月審査分）

審査月	請求期日
平成〇〇年 〇〇月	平成〇〇年 〇〇月〇〇日（ ）

別表（４）

第４条第３項に規定する過誤申し出の締切日

（平成〇〇年〇〇月審査分～平成〇〇年〇〇月審査分）

審査月	締切日
平成〇〇年 〇〇月	平成〇〇年 〇〇月〇〇日（ ）

別表（5）

第6条第3項に規定する診療報酬等の払込期日

（平成〇〇年〇〇月審査分～平成〇〇年〇〇月審査分）

審査月	払込期日
平成〇〇年 〇〇月	平成〇〇年 〇〇月〇〇日（ ）

別表（6）

第8条第4項に規定する手数料の払込期日

（平成〇〇年〇〇月審査分～平成〇〇年〇〇月審査分）

審査月	払込期日
平成〇〇年 〇〇月	平成〇〇年 〇〇月〇〇日（ ）
平成〇〇年 〇〇月	平成〇〇年 〇〇月〇〇日（ ）